

第 80 類

すず及びその製品

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の 10 分の 1 を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。
- (b) 「型材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。型材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。
- (c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の 10 分の 1 を超えるものに限る。
- (d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第 80.01 項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺の長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。
- 長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の 10 分の 1 以下のもの
- 長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの
- (e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたも

のを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次の定めるところによる。

(a) 「すず（合金を除く。）とは、すずの含有量が全重量の 99%以上で、ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度未満の金属をいう。

元 素	全重量に対する限度 (%)
ビスマス (Bi)	0.1
銅 (Cu)	0.4

(b) 「すず合金」とは、含有する元素のうちすずの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i) すず以外の元素の含有量の合計が全重量の 1%を超えるもの

(ii) ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ (a) の表に掲げる限度以上のもの

総 説

この類には、すず、その合金及びこれらのある種の製品を含む。

すずは、商業的には 26.09 項に属する酸化鋳であるすず石から抽出される。この鋳石は、鋳脈中に又は沖積層中に生ずる。

主要な精錬工程は、次のとおりである。

(1) 洗浄又は粉碎浮遊選鋳による精鋳の製造

(2) 硫黄、砒 (ひ) 素、銅、鉄、タングステン等の不純物を除去するため、ばい焼、磁選又は酸その他の溶剤による酸化物の処理

(3) 純粋にした酸化すずをコークスで還元し、粗すずを精錬する。

(4) 粗すずを各種の方法により精製し、ほとんど完全に純粋のすずを製造する。

すずは、また、すずめっき板くずを塩素処理又は電気分解することにより又はすずのくずを再溶解することにより回収される。これらの回収法においても、非常に高純度のすずを得ることができる。

*

* *

純粋なすずは、銀白色で非常に光沢を有する。展性はあまりないが、可鍛性を有し、容易に溶解し、また軟らかい（鉛よりは硬い）。鑄造、槌打鍛造、圧延又は押出しの加工も容易にできる。すずは、空気中にさらしても腐食しないが、濃酸に侵される。

*

* *

すずは、主として、他の卑金属、特に鉄鋼へのめっき用（例えば、缶詰産業用のブリキ板の製造）、合金製造用（青銅等）に供する。また、純粋な状態又は合金で、食用工業用の機器及び管、蒸留器用ヘッド、冷蔵装置、工業用貯蔵タンク、はんだ付け用の棒若しくは線、装飾品、食卓用

品（例えば、ピューター）、がん具、オルガン用パイプ等の製造に使用される。はく又はチューブ形容器としての用途もある。

*

* *

15 部の注 5 の規定（15 部の総説参照）により、この類に属する主要なすず合金には、次のものを含む。

- (1) すず・鉛合金：例えば、すずをもととしたはんだ、ピューター製の器、がん具の製造、ある種の容積測定具等に使用される。
- (2) すず・アンチモン合金（通常、銅を含有する。例えば、Britannia metal）：食卓用品、ベアリングの製造等に使用される。
- (3) すず・鉛・アンチモン合金（時には銅を含有するものもある。例えば、すずをもととした減摩メタル）：鋳造用（軸受製造用）又はパッキングとして使用される。
- (4) すず・カドミウム合金（時には亜鉛を含有するものもある。）：減摩メタルとして使用される。

*

* *

この類には、次の物品を含む。

- (A) すずの塊及びくず（80.01 及び 80.02）
- (B) 80.01 項の塊から通常、圧延又は押出しにより製造した物品（80.03 項及び 80.07 項）並びに粉及びフレーク（80.07）
- (C) 管及び管用継手並びに最後の項である 80.07 項に属するその他のすべてのすず製品（15 部の注 1 に規定する物品、82 類若しくは 83 類に該当する物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。）

*

* *

すずの物品及び製品は、性質又は外観を改善するために各種の処理が施されることがある。これらの処理は、通常、72 類の総説の末尾に記載されているものであり、物品の所属に影響を与えない。

*

* *

他の物品と結合した物品の所属については、15 部の総説に解説されている。

80.01 すずの塊

8001.10—すず（合金を除く。）

8001.20—すず合金

この項には、すずのブロック、インゴット、なまこ形、スラブ、バー、スティックその他これ

らに類する形状の塊及びすずの破片、粒その他これらに類する物品を含む。この項の物品の多くは、すずめっき用、圧延、押出し、合金製造、成型品の鑄造に使用される。

この項には、粉及びフレークを含まない (80.07)。

80.02 すずのくず

72.04 項の解説のくずに関する規定は、この項において準用する

この項には、次の物品を含まない。

- (a) すず製造の際に生じるスラグ、灰その他の残留物 (26.20)
- (b) すずのくずを再溶融して鑄造されたインゴットその他これに類する形状のもの (80.01)

80.03 すずの棒、形材及び線

この類の注 1 (a)、1 (b) 及び 1 (c) に規定されたこれらの物品は、銅製の類似の物品に相当する。従って、74.07 項又は 74.08 項の解説の規定は、この項において準用する。

この項には、また、すずをベースにしたはんだ付け用の棒 (通常、押出しにより製造される。) で、フラックスで被覆していないものを含む (特定の長さで切つてあるかないかを問わない)。被覆したものは含まない (83.11)。

この項には、また、例えば、圧延若しくは引抜きをするため又は成型品に再鑄造するために鑄造した棒を含まない (80.01)。

80.07 その他のすず製品

この項には、すべてのすず製品 (この類の前項までに掲げる物品、15 部の注 1 に規定する物品、82 類若しくは 83 類に該当する物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。) を含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 貯蔵タンク、ドラム缶その他の容器 (機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)
- (2) 歯みがき、絵の具その他の物品の包装用のチューブ型容器
- (3) 家庭用品及び食卓用品 (通常、ピューター製のもの) : 例えば、ジョッキ、盆、プレート、マグ、サイフォンヘッド、ビール用のジョッキのふた
- (4) 容積測定具
- (5) 電気めっき用のすず陽極 (75.08 項の解説 (A) 参照)

- (6) すずの粉（15部の注8（b）参照）及びフレーク
- (7) すずの板、シート、ストリップ及びすずのはく（印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）。これらの製品はこの類の注1（d）で規定されている。
- (8) この類の注1（e）に規定されているすず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）（ただし、80.03項の中空型材、84.81項のコック、弁等をつけた継手、明らかに特定の製品に作り上げられた管（例えば、機械類の部分品（16部））を除く。）。これらは、73.04項から73.07項までの解説に記載された鉄鋼製品に相当するものである。